

現行 (第 5 期) 計画の項目	第 6 期計画の項目 (案)
<b>第 1 章 保健医療計画に関する基本的事項</b> 第 1 節 保健医療計画策定の趣旨 第 2 節 基本理念 第 3 節 保健医療計画の位置づけ 第 4 節 保健医療計画の期間	<b>第 1 章 (保健)医療計画の基本的事項</b> 第 1 節 計画策定の趣旨 (これまでの取組、基本理念、計画期間、関連する他の計画など) 第 2 節 高知県の医療の状況 (人口構成、人口動態、受療動向など) (医療施設の状況、医療従事者の状況) (公的病院と地域医療支援病院)
<b>第 2 章 保健医療の基本的な状況</b> 第 1 節 地域と人口 第 2 節 医療提供体制の状況 第 3 節 県民の受療動向と意識	
<b>第 3 章 保健医療圏</b> 第 1 節 保健医療圏の設定目的 第 2 節 保健医療圏の設定	<b>第 2 章 (保健) 医療圏と基準病床</b> 第 1 節 (保健) 医療圏の設定 (設定の目的、(保健) 医療圏の設定など) 第 2 節 基準病床数の設定
<b>第 4 章 基準病床数</b> 第 1 節 基準病床数の設定目的 第 2 節 基準病床数の算定方法 第 3 節 基準病床数の設定	
<b>第 5 章 医療従事者の確保と資質の向上</b> 第 1 節 医師 第 2 節 歯科医師 第 3 節 薬剤師 第 4 節 看護師・准看護師 第 5 節 助産師 第 6 節 保健師 第 7 節 管理栄養士・栄養士 第 8 節 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 第 9 節 歯科衛生士・歯科技工士 第 10 節 救急救命士 第 11 節 介護サービス従事者 第 12 節 その他の保健医療従事者	<b>第 3 章 医療従事者の確保と資質の向上</b> 第 1 節 医師 第 2 節 歯科医師 第 3 節 薬剤師 第 4 節 看護職員 (保健師、助産師、看護師、准看護師) 第 5 節 コメディカル (管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など)  (削除) 救急救命士 (削除) 介護サービス事業者
<b>第 6 章 医療提供体制の整備・充実</b> 第 1 節 患者本位の医療の提供 第 2 節 医療機能の情報公表 第 3 節 医療安全 第 4 節 プライマリ・ケアの充実 第 5 節 医療機関の連携と共同利用の推進 第 6 節 薬局の役割と医薬分業 第 7 節 医療に関する情報化 第 8 節 公的病院の役割と連携 第 9 節 地域の医療提供体制の確立	<b>第 4 章 医療提供体制</b> 第 1 節 患者本位の医療の提供 (医療機関の連携、かかりつけ医・歯科医・薬局、インフォメーション、ヘルプデスク、医療情報の提供等) 第 2 節 医療機関の連携と公的病院の役割 第 3 節 医療安全 第 4 節 薬局の役割
<b>第 7 章 医療連携体制の構築</b> 第 1 節 がん 第 2 節 脳卒中 第 3 節 急性心筋梗塞 第 4 節 糖尿病 第 5 節 小児救急を含む小児医療 第 6 節 周産期医療 第 7 節 救急医療 第 8 節 災害医療 第 9 節 へき地医療 第 10 節 在宅医療 第 11 節 精神保健医療 第 12 節 結核・感染症 第 13 節 臓器等移植 第 14 節 難病 第 15 節 歯科保健医療 第 16 節 血液確保	<b>第 5 章 特定疾病</b> 第 1 節 がん <がん対策推進協議会・在宅緩和ケア推進連絡協議会> 第 2 節 脳卒中 <脳卒中医療体制検討会議> 第 3 節 急性心筋梗塞 <急性心筋梗塞医療体制検討会議> 第 4 節 糖尿病 <糖尿病医療体制検討会議> 第 5 節 精神疾病 (仮称) <設置予定>  <b>第 6 章 特定の医療提供体制</b> 第 1 節 救急医療 (へり含む) <救急医療協議会> 第 2 節 周産期医療 (母子保健含む) <周産期医療協議会> 第 3 節 小児医療 <小児医療体制検討会議> 第 4 節 へき地医療 <へき地医療協議会> 第 5 節 在宅医療 <在宅医療医療体制検討会議(仮称)・訪問看護推進協議会> 第 6 節 歯科 (保健) 医療 第 7 節 難病 第 8 節 臓器等移植・血液確保
<b>第 8 章 保健・医療・福祉(介護)の総合的な取り組み</b> 第 1 節 保健・医療・福祉 (介護) の連携 第 2 節 生涯を通じた健康づくりの推進 第 3 節 母子保健及び思春期保健福祉施策 第 4 節 障害者保健福祉施策 第 5 節 高齢者保健福祉施策 第 6 節 保健福祉機関の機能強化	(削除) (削除) (削除) 母子保健は周産期医療の項目で記載 (削除) (削除) (削除)
<b>第 9 章 健康危機管理対策の推進</b> 第 1 節 健康危機管理体制の整備 第 2 節 医薬品等の安全対策の推進 第 3 節 食の安全・安心の推進 第 4 節 生活衛生対策の推進	<b>第 8 章 健康危機管理</b> 第 1 節 災害時における医療 <災害医療対策本部会議> 第 2 節 感染症 第 3 節 薬事監視、毒劇物 第 4 節 その他の健康危機管理 (食品、生活衛生など)
<b>第 10 章 計画の推進と進行管理</b>	<b>第 9 章 計画の進行管理</b>